

(様式1)

## 入札参加資格確認票

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

注) 電子入札システムを使用して本票を提出する場合には、押印は不要とする。

- 1 工 事 名 R 2 警交 樋殿谷橋西詰交差点ほか13か所交通信号機改良工事
- 2 工 事 箇 所 鳴門市大麻町板東字牛の宮東76番地2先ほか13か所

現時点において、上記工事の入札公告及び入札後審査方式一般競争入札（価格競争）の共通事項の「**入札に参加する者に必要な資格**」に定められた事項のうち、次の全ての事項に該当し、入札参加資格を有していることを届け出ます。

なお、落札決定までの間において、届出内容に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ることを誓約します。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 入札公告日から開札日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号）に基づく入札参加資格停止となっていない者であること。
- ③ 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱（平成23年3月28日管第100597号）に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- ④ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評価値通知書（入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の写しを提出できる者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑥ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- ⑦ 令和2年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下「参加資格業者名簿」という。）に建設工事の種類が「電気工事」で登載されている者であること。
- ⑧ 徳島県内に本社又は本店若しくは営業所を置く者であること。
- ⑨ 次の要件を満たす技術者を当該工事に配置できること。  
ただし、請負代金額（税込み）が3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）となる場合には、次の要件を満たし、かつ、開札日以前に申請者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する技術者を当該工事に専任で配置できること。
  - ・ この建設工事に関し、建設業法第7条第二号イ、ロ又はハに該当する者
  - ・ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者
- ⑩ 平成22年度以降に徳島県警察本部が発注した交通信号機の新設、移設又は改良工事の実績あるいは修繕の実績があること。